

生食輸発0426第2号
平成28年4月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産ひよこ豆のアフラトキシン、アルゼンチン産チアシードの2,4-D及び
英国産パースニップのテブコナゾール)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年4月19日付け生食輸発0419第1号)に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からアルゼンチン産チアシードの2,4-Dの項並びに英国産パースニップのテブコナゾールの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成28年4月26日	インド	ひよこ豆	アフラトキシン